

報告第13号

本荘由利一市七町合併協議会事務局規程の 一部改正について

【改正理由】

本荘由利一市七町合併協議会事務局体制の効率化を図るため。

【改正内容】

別表(第3条関係)中、組織図「総務班3名」を「総務班4名」に改め、総務班の分掌事務項中「12」を「13」とし、「11」の次に「12 予算編成に関すること」を加え、計画班の分掌事項中「3 予算編成に関すること」を削る。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。